

非常警報設備 調査表

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果	
非常ベル・自動式サイレン	警報の鳴動	消則第25条の2 第2項第1号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	設置位置			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
放送設備	階段・傾斜路以外のスピーカー	消則第25条の2 第2項第3号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	階段・傾斜路のスピーカー			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	音量調整器			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	操作部				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				遠隔操作器	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
				<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	操作部遠隔操作器増幅器			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
	警報の鳴動			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適	
カットリレー等	<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適				

別記様式 1 3 (その 2)

調 査 項 目		法令	添付図書	調査結果
警 報 音 を 聞き取れる措置	音響装置又はスピーカーをダンスホール、カラオケボックスその他これらに類するもので室内又は室外の音響が聞き取りにくい場所に設ける場合には、他の警報音又は騒音と明らかに区別して聞き取ることができるように措置されていること。	消則第 25 条の 2 第 2 項第 1 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	2 項ニの用途に供される防火対象物の部分でヘッドホンを使用する個室がある場合は、個室で警報音を確実に聞き取ることができるように措置されていること。	消則第 25 条の 2 第 2 項第 3 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
起 動 装 置	多数の者の目に触れやすく、かつ、火災に際し速やかに操作することができる箇所に設けること。	消令第 24 条 第 4 項第 2 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	階ごとに、その階の各部分から一の起動装置までの歩行距離が 50m 以下となるように設けること。	消則第 25 条の 2 第 2 項 第 2 号の 2		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の箇所に設けること。			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	11 階以上の階、地下 3 階以下の階、地下街、準地下街又は条例第 79 条第 1 項に該当する防火対象物に設置する放送設備の起動装置には、防災センターと通話することができる装置を附置すること（起動装置を非常電話とする場合は、この限りでない。）。	消則第 25 条の 2 第 2 項第 2 号 条例第 56 条 第 2 項		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
表 示 灯	起動装置の直近の箇所に表示灯を設けること。	消則第 25 条の 2 第 2 項 第 2 号の 2		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	表示灯は、赤色の灯火で、取付け面と 15 度以上の角度となる方向に沿って 10m 離れた所から点灯していることが容易に識別できるものであること。			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
配 線	電気工作物に係る法令の規定を満たしていること。			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	非常警報設備の配線とその他の電線とは同一の管、ダクト若しくは線び又はプルボックス等の中に設けないこと（いずれも 60V 以下の弱電流回路に使用する電線である場合を除く。）。	消則第 25 条の 2 第 2 項第 4 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	火災により一の階のスピーカー又はスピーカーの配線が短絡又は断線しても、他の階への火災の報知に支障がないように設けること。			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	操作部若しくは起動装置からスピーカー若しくは音響装置まで又は増幅器若しくは操作部から遠隔操作器までの配線は耐熱配線とすること。			<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
電 源	電源は、蓄電池又は交流低圧屋内幹線から他の配線を分岐せずにとること。	消則第 25 条の 2 第 2 項第 4 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
	電源の開閉器には、非常警報設備用のものである旨を表示すること。	消則第 24 条 第 3 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
非 常 電 源	非常警報設備には、非常電源を附置すること。	消令第 24 条 第 4 項第 3 号		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
基 準 適 合	使用する機器が「非常警報設備の基準」（昭和 48 年 2 月消防庁告示第 6 号）に適合していること。	消則第 25 条の 2 第 3 項		<input type="checkbox"/> 適 <input type="checkbox"/> 不適
そ の 他				

- 備考 1 項目中、□欄は該当するものに✓印を付し、下線部分には該当する内容を記入すること。
 2 添付図書欄には、項目を確認できる図書の図面番号等を記入すること。
 3 調査項目が非該当の場合は、当該調査結果欄に斜線を入れること。
 4 その他欄には、調査項目以外で調査した内容等を記入すること。
 5 消令：消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号） 消則：消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
 条例：大島町火災予防条例（令和 2 年大島町条例第 6 号）